

## 須坂市農業委員会 令和2年11月総会 議事録

- 1 招集 令和2年11月27日(金) 午後3時00分
- 2 開会 令和2年11月27日(金) 午後3時00分
- 3 閉会 令和2年11月27日(金) 午後4時15分
- 4 場所 須坂市役所305会議室

- 5 出席した農業委員 (13人)  
出席した農地利用最適化推進委員 (5人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	7番	市村修一	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
農業委員	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	18番	中村	嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林 昇	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治				
〃	6番	上原昌雄							

- 6 欠席した農業委員 1番 原 千賀子 委員  
欠席した農地利用最適化推進委員 16番 坂田 学 推進委員 21番 大澤 敏志 推進委員

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について  
(→農業委員会許可)

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について (利用権設定→市の公告)

報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第15号 農地法第4条第1項第9号(2アール未満の届出)の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会11月総会を開会いたします。  
本日の会議につきましては、原委員、坂田推進委員、大澤推進委員から欠席の連

絡がありましたが、農業委員総数 14 人中、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長

どうもご苦労様です。11 月も月末となりまして、本日は晴天に恵まれておりますが、だんだん寒さも厳しくなっております。そんな中、11 月総会にご出席いただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

11 月提出分の 3 議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、11 番山岸幸子委員、12 番神林清治委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 28 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 2 件を議題といたします。

この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号 3 番委員の退席をお願いします。なお、議決後は着席を認めます。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようですので、地区担当の推進委員さんで補足説明がございませうか。

15 番

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませうか。

ないようですので、採決を行います。議案第 28 号の 2 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、議案第 28 号の 2 件については許可と決定しました。

それでは、3 番委員の着席を認めます。

議長

次に、議案第 29 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 4 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

8 番

No. 3 ですが、東畑遺跡でしたか、これまで 2 回の一時転用の申請がありましたが、これとの関連性と、どの時代でどのような遺跡で、これまでにこの辺りで何か出土したこととかはあったんでしょうか。それと遺跡が確認されたら本発掘はするんでしょうか。

事務局

東畑遺跡との関連はないと思われまふ。ここから南に若穂綿内遺跡群という弥生から奈良時代あたりの遺跡群が発見されていますが、その延長で遺物や遺構があるかもしれないということです。南側の商業エリアの試掘では、特に何も出なかつたようです。

8 番

何か出てきた場合、インター開発に遅れが生じることになりませうか。

事務局

試掘で何か出ましたら確認調査を行い、最終的には埋戻して埋設保存をするとのことですので、それほど影響はないと思われまふ。

12 番 事務局長 No.4 ですが、将来的に道路敷になるということですが、デベロッパーがここを買うというのは何か意図があってそうしているのですか。

事務局長 申請者は開発エリア内の用地交渉を現在進めており、今後、商業施設用地の造成及び接続道路等の整備が予定されていますが、申請地につきましても開発エリア内にあたり道路敷地となる予定です。ただ、開発エリアの転用申請が遅れており、開発エリア全体の転用許可を待っているのは、すでに準備を始めていた地質調査作業等に支障が生じる恐れがあることから、今回、開発エリアの転用申請を待たずに作業員駐車場及び資材置場への転用申請をするものです。

12 番 事務局長 この部分を先行して購入するということですね。

5 番 事務局長 そうです。

5 番 事務局長 議案書に、本来ならば一時転用すべきところというように記載されていますが、今回の所有権移転の理由になっていないと思います。

事務局長 エリア全体の許可がまだですので、申請するまでは一時転用により資材置場として利用し、エリア全体の転用許可により所有権移転するやり方もあるかもしれませんが、手続きも大変ですので、貸借ではなく所有権移転としたものです。

12 番 事務局長 最終的に市道となる部分ですのでわざわざデベロッパーが購入して市に寄付するような2段階にする必要もないと思います。市で購入するかその部分だけ借りるとかいろいろ方法はあると思いますがどうなんですか。

事務局長 開発エリアをデベロッパーで購入し、区域内の道路等も含めて整備をするとのことですが、道路敷になる部分についてはエリア内に赤線や市道等もありますので、それと交換するとのことですか。

5 番 事務局長 ということはエリア全体をデベロッパー会社が購入するということによろしいですか。

9 番 事務局長 開発区域内の市道や赤線は今後不要になるので、一旦全部廃止してデベロッパーに払い下げる、区域外の周辺道路については須坂市が買い上げて整備をする、区域内については払い下げた部分も含めて最終的に整備した道路と交換すると聞いています。今回の申請地もここに含まれるということだと思います。

5 番 事務局長 ということは全体をデベロッパーが先行して取得しているということですか。

事務局長 そのとおりです。最終的には進入路として整備されますが、開発の都合上、資材置場が必要なことから申請されたもので、資材置場として一時転用をしてそれから開発エリア全体の転用するのでは、二度手間ですし時間もかかりますので、そこまで待っていたら事業に影響が生じるということですか。

5 番 事務局長 最終的に市に寄贈ということですが、申請地の売買金額はいくらですか。

5 番 事務局長 プライバシーの関係上、お答えできません。

5 番 事務局長 転用の申請書に出ていると思いますがそれでもだめですか。

5 番 事務局長 申し訳ございませんが、お答えできません。

5 番 事務局長 わかりました。最終的には市に寄付されるということで、金額が高ければ、のちのち問題が生じるのではと思います質問させていただきました。

議長 ほかにはないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ほかにはないようですので、採決を行います。議案第 29 号の 4 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 29 号の 4 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 27 件を議題といたします。

最初に、No. 1 から No. 2 の 2 件について、審議いたします。

事務局長の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

議長 ほかにないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 30 号のNo. 1 からNo. 2 の 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 30 号のNo. 1 からNo. 2 の 2 件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、No. 3 の 1 件について、審議いたします。

議長 この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号 3 番委員の退席をお願いします。

議長 なお、議決後は着席を認めます。

議長 事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

15 番 この土地は井上小学校の子供たちの活動で利用するというので、団体としては借りることができないため、委員が代表して借りることになったものです。

議長 ほかにないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 30 号のNo. 3 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第 30 号のNo. 3 の 1 件については決定とすることに決定しました。

議長 それでは、3 番委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第 30 号のNo. 4 からNo.12 までの 9 件について、審議いたします。

議長 事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

7 番 No. 8 と 9 の関係ですが、去年の水害の関係で堤外地の遊休農地化が進んでいるということで、借受人が小麦を栽培して遊休化を防止するという中で話が進んだものです。

議長 ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番 No. 7 の借受人の耕作面積をお願いします。

説明員 (耕作地全面積を説明)

5 番 法人ですので毎年報告することになってはいますが、報告と現地の確認をきちんとお願いします。

説明員 農業委員さんのご協力をいただく中で、きちんと確認をしていきたいと思っております。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 30 号のNo. 4 からNo.12 までの 9 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第30号のNo.4からNo.12までの9件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第30号のNo.13からNo.24までの12件について、審議いたします。事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第30号のNo.13からNo.24までの12件について、決定とすることに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第30号のNo.13からNo.24までの12件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第30号のNo.25からNo.27までの3件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第30号のNo.25からNo.27までの3件について、決定とすることに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第30号のNo.25からNo.27までの3件については、決定とすることに決定しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第13号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」報告件数1件、報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」報告件数3件、報告第16号「農地法第4条第1項第9号(2アール未満の届出)の規定による届出について」報告件数1件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はありますか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、11月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。